

●関東・東北豪雨災害の住宅応急修理と被災者支援について

住宅応急修理と被災者支援について知事に質問します。住宅応急修理は、災害救助法に基づき、住宅が半壊し、自らの資力では修理できない人に、居室や炊事場、トイレなど必要最小限の修理を、一世帯上限56万7千円まで、現物給付する制度です。収入5百万円以下という制約はありますが、被災者生活再建支援法では一円の支援もない半壊の被災者には、せめてもの救いとなる制度です。

茨城県では、半壊5486戸の41%、2261戸で実施され、宮城県では572戸の12%にあたる69戸で実施されました。ところが栃木県は、半壊が2月19日現在、964戸もあるのに住宅応急修理は一件も活用されず、補正予算4号で、災害救助費は大幅減額されました。これは本県の取り組みに問題があったからではないでしょうか。

日本共産党の調査で、制度がほとんど知らされていないことがわかりました。被災者は、口をそろえて「そんな制度は知らなかった。知っていれば当然使いたかった」と怒りを込めておっしゃっています。小山市、栃木市、鹿沼市、日光市、調べましたが広報にも書いてありません。これでは被災者は申請しようがないですよ。りさい証明書の発行も遅く、このような現場の状況を十分掌握しないまま、県は10月末で制度を打ち切ってしまいました。

また「半壊」のとらえ方も、「床上浸水しても二階建てだと半壊にならない」とか、半壊は「床上浸水してがれき等の衝突により外壁が損傷している状態」などと誤解を生む説明をしていた市もありました。市の担当課は「県に確認しながら対応した」と言っています。

他県と比較してみると、ここに宮城県大崎市の広報別冊がありますが、冒頭に大きく「床上浸水」は「半壊または大規模半壊」と書かれています。茨城県常総市の広報も詳しく知らせています。対応の違いは歴然です。

結果として、災害救助法を適用しながら、十分活用させられなかった知事の責任は重大です。どこに問題があったと考えられるのか、今後どう対応されるのかお答え下さい。

また茨城県は、県独自の支援策として、半壊世帯に25万円の特例支援金を支給し、さらに県と市2分の1の負担で、住宅応急修理の要件を緩和し、収入500万円以上の世帯にも実施しました。宮城県も大崎市に4千万円を交付し、市はこれを活用して半壊以上の被災者への修理補助金を20万円から40万円に引き上げると聞きました。

栃木県はといえば、何もありません。今回の補正でも支援策は講じられませんでした。被災者には市町の見舞金、支援金と義援金だけです。この格差は大きく、あまりにも冷たい対応ではないでしょうか。県として、半壊または床上浸水世帯に独自の支援を行う考えはないか、あわせて答弁を求めます。

【福田富一知事 答弁】

昨年9月の関東・東北豪雨に際しまして、被災者の保護を図るため、被害の拡大の恐れがあった6市2町に対し、ただちに災害救助法を適用いたしました。県におきましては、法による救助に当たり、内閣府の担当職員を招きまして、市町職員に対し、法の解釈や被害認定の実務に関する説明会を速やかに開催したほか、市町から疑義が生じた場合などの各種相談にも、随時、国に確認するなど、適切な対応に努めてきたところです。

市町におきましては、避難所の設置や食品・被服の供与など、迅速に対応したところでありまして、住宅の応急修理につきましても、適切に周知していたと認識しております。

併せて、支援の前提となります住家の被害認定作業につきましても、市町では国から示された運用指針や各種通知に照らしながら、現場の実態に応じて、適時・適切に対応したものと承知しております。また、県は、市町に対しまして、避難所運営や救援物資の状況と併せて、住家の被害状況等について随時確認しており、法の適用期間につきましても、救助の必要性を見極めながら、改めて市町の意向を踏まえ、国と協議した上で、期間の延長や終了を決定したところです。このようなことから、県といたしましては、法の適用や被災者への支援など、必要な対応を適切に実施したものと考えております。

また、被災者への支援につきましても、国が全国一律に制度化することが望ましいことから、国に対し、昨年11月に関東地方知事会を通じまして、被災者の生活再建支援の支援対象の拡大や支給額の引き上げなどの要望を行ったところであり、今後も機会を捉えて働きかけて参ります。被災者の生活再建につきましても、被災者生活再建支援法及び本県独自の支援制度に基づく支援金の支給など様々な制度を活用しながら、引き続き、適切な支援に取り組んでまいります。

●野村せつ子

いま適切に対応したとおっしゃいましたが、まったく被災者の実態を見てない答弁だと思えましたよ。災害からもう半年たちますが、いまだに畳が入れられないお宅があるんですよ。床上浸水90センチで、車も2台水没、仕事のためにやむなく1台は買わざるをえなかった、そうしたら家の修理費が出せない。こういう人たちが救助されずに残されているんです。私はそのお宅に伺って、臭いのこもった、畳のない部屋の、冷気のあがってくる家で、どんな思いで暮らしておられるのか胸が痛みました。そういう人にも「二階があるから生活できるでしょ、対象外です」というのが、栃木県の判断だったんです。

常総市の被災者のお宅も拝見しましたが、床上浸水30センチ、二階もある、外壁の傷もあります。玄関、床、壁、台所など3百万円近くかかったけれども、住宅応急修理の56万7千円、上限いっぱい使えたからほんとうに助かった、と話しておられました。私は同じ法律に基づく同じ運用なのになんでこんなに結果が違うんだ、これでも適切といえるのか、ということを知事に申し上げたいんです。どうか現状を見て、柔軟に対応する姿勢を持たなければ災害救助は十分にできないということをぜひ認識していただきたい。

制度の運用にあたっては、国も茨城県なども柔軟に対応しておりますよ。住宅応急修理は、着工前に申請するのが原則ですが、茨城県は自分で修理してしまった人も、まだ代金を支払ってなければ認めました。国と調整して対応したそうです。また床上か半壊かは被災者にとって、住宅応急修理の問題だけでなく、見舞金、義援金の額も違います。自治体にとっても特別交付税の算定額が違ってくるんです。そういうことを考えれば、被害認定はできるだけ柔軟に行う、当然だと思うんです。使える制度は最大限柔軟に活用する、そして被災者を支援する、こういう姿勢にかけていたんじゃないかと思います。このままこの問題を放置するなら、私は第三期福田県政の重大な汚点となると、このことを申し上げて私の質問を終わります。